

報告第16号 専決処分事項報告について(和解及び損害賠償の額の決定)

1. 事案概要

令和8年8月上旬に相手方に対する児童扶養手当額の認定誤りによる一部未支給が判明したため、児童扶養手当法第22条に規定する時効により受給権が消滅した期間(平成30年9月分から令和6年6月分)の児童扶養手当未支給額及び遅延損害金を相手方に支払うもの。

2. 児童扶養手当額における認定誤り内容

児童扶養手当は、父母の離婚等によって、児童を監護するひとり親家庭の母等、または父母にかわって児童を養育している者に支給される手当であり、父母を除く「養育者」のうち、下記の孤児等に該当する児童を養育している者については、「孤児等の養育者」として、一部支給停止を行わないことと規定されているところ、誤って「養育者」と認定し、所得額に応じた一部支給停止を行っていた。

【孤児等の養育者】

- ・母(父)が死亡又は生死不明で父(母)のない児童
- ・母(父)がなく、かつ父(母)が法令により引き続き一年以上拘禁されている児童
- ・父母が法令により引き続き一年以上拘禁されている児童
- ・母が婚姻によらないで懐胎した児童であって、母が死亡したもの又は母の生死が明らかでないもの
- ・母が婚姻によらないで懐胎した児童に該当するかどうか明らかでない児童

3. 示談内容

相手方との交渉の結果、令和8年9月7日付で、児童扶養手当未支給額457,520円、遅延損害金64,498円、合計522,018円を相手方に支払うことで示談が成立した。